

観血的処置でリスクの高い業務に対する危険手当の創設

1. 趣 旨

医師の医療技術を評価する観点から、「職員給与規程」及び「非常勤医師及び研究員給与規程」を改正して「観血的処置手当」を創設し、手術などのリスクの高い観血的処置を実施した医師又は歯科医師に対して、手当を支給する。

2. 内 容

(1) 支給要件

医師又は歯科医師が、理事長が定めるリスクの高い手術等の観血的処置（一定の点数以上の手術などの処置）を実施した場合に支給。

(2) 支給額

執刀医・麻酔指導医、第1助手・第1麻酔医とリスクに応じ、理事長が定める額（診療報酬に対して一定の割合を乗じて算出される額）を支給。

(3) その他

手術従事手当は特殊勤務手当の一種とし、非常勤医師についても常勤職員に準じて支給。

3. 施行時期

平成22年10月 1日